

第4回 塩竈市立病院事業調査審議会

日 時 平成28年1月14日(木) 18:30～
場 所 3階 第一会議室

次 第

1. 開 会
2. 議 題
 - (1) 収支計画案について
 - (2) 中間答申案について
3. その他
4. 閉 会

<配布資料>

- ・ 第4回塩竈市立病院事業調査審議会資料

第4回塩竈市立病院事業調査
審議会会議資料

平成28年1月14日

塩竈市立病院

(1) 収支計画案について

収支計画案について

1. 収入に係る計画

(1) 入院収益

【患者数・病床利用率・診療単価を設定するにあたっての考え方】

病棟ごとの医療機能の明確化を踏まえた患者数、病床利用率及び診療単価を設定し、総合的に入院収益の増加を図る。

◇入院収益目標設定

		現プラン目標	新プラン目標	増 減
一般病棟	病床利用率(%)	96.5	90.0	△ 6.5
	診療単価(円)	31,900	36,000	4,100
地域包括 ケア病棟	病床利用率(%)	***	95.0	***
	診療単価(円)	***	29,500	***
療養病棟	病床利用率(%)	100.0	98.0	△ 2.0
	診療単価(円)	13,800	15,000	1,200
入院収益 合 計	病床利用率(%)	97.3 %	93.2 %	△ 4.1%
	診療単価(円)	27,500円	29,059円	1,559円
	収 益(千円)	1,573,000千円	1,591,418千円	18,418千円

※診療日数 365 日で試算

(2) 外来収益

【患者数・診療単価を設定するにあたっての考え方】

- 地域密着型の総合病院として、現在の開設診療科を継続することとし、患者数を設定する。
- 常勤医師が不在な小児科については、現状における患者数の減少を踏まえ、患者数の目標値も下方修正することとする。
- 診療単価については、安心な地域医療を提供することとし、実績や努力目標を踏まえて設定する。

◇外来収益の目標設定

		現プラン目標	新プラン目標	増 減
外 来	患者数(人)	307.8 人	275.1 人	△ 32.7人
	診療単価(円)	9,150円	10,800円	1,650円
	収 益(千円)	685,000千円	725,068千円	40,068千円

※診療日数 244 日で試算

(3) 他会計負担金

【一般会計繰入金の積算にあたっての考え方】

〈基準内〉

①総務省の繰出基準に基づく額。

〈基準外〉

②地域医療構想や地域包括ケアシステムにおいて公立病院として果たすべき役割など、政策的医療(慢性期医療・在宅医療)に係る経費のうち、その経営に伴う収入をもって不足する額。

③消費税率の引き上げに伴う損税など、医業収入に転嫁することが出来ない費用に係る額。

◇一般会計繰入金の積算方法と金額(平成28年度)

(単位:千円)

項目	具体的な積算方法	繰入金額 (a+b)	基準内 (a)	基準外 (b)
救急医療の確保	救急医療にかかる損失額(空床確保費や救急医療配置人件費等)	153,000	153,000	0
保健衛生行政	医療ソーシャルワーカー(2名)人件費	14,200	14,200	0
企業債利子	当年度企業債償還利子×1/2	988	988	0
リハビリテーション医療	リハビリテーション医療にかかる損失額	30,100	30,100	0
小児医療に要する経費	小児医療にかかる損失額	10,200	10,200	0
高度医療に要する経費	高度医療機器賃貸借料	5,142	5,142	0
① 職員の研究研修費	研究研修費×1/2	3,000	3,000	0
基礎年金拠出金等公的負担金	総務省繰入金調査票による算出	36,315	36,315	0
追加費用負担経費	昭和37年度の職員数×現在の職員の増加率	18,300	18,300	0
児童手当に要する経費	児童手当支給額の全額	9,820	9,820	0
建設改良費	医療機器購入額×1/2	2,000	2,000	0
企業債償還元金	企業債償還元金×1/2	31,320	31,320	0
② 不採算医療に要する経費	療養病棟運営損失額及び在宅医療運営損失額	80,000	0	80,000
③ 消費税損税に係る補助	消費税損税額	77,000	0	77,000
合 計		471,385	314,385	157,000

(参考) 過去の繰入金の推移

(単位：千円)

科 目	平成21年度 決算額	平成22年度 決算額	平成23年度 決算額	平成24年度 決算額	平成25年度 決算額	平成26年度 決算額	平成27年度 予算額	平成28年度 計画(案)
一般会計繰入金合計(a)	722,839	722,181	787,244	742,821	787,085	608,685	619,793	471,385
特例債償還元金(b)	201,957	202,181	202,181	202,181	202,181	202,181	202,181	0
特例債償還繰入金を 除く繰入金合計(a-b)	520,882	520,000	585,063	540,640	584,904	406,504	417,612	471,385
基準内繰入金	310,995	340,053	387,319	349,359	350,747	248,581	267,407	314,385
基準外繰入金	209,887	179,947	197,744	191,281	234,157	157,923	150,205	157,000

2. 新改革プランにおける収支計画案

(1) 収支計画案

(単位：千円)

項 目	年 度	28年度 (税抜)	29年度 (税抜)	30年度 (税抜)	31年度 (税抜)	32年度 (税抜)
医業収益		2,632,404	2,629,831	2,632,982	2,637,068	2,629,831
入院収益		1,591,418	1,591,418	1,591,418	1,595,778	1,591,418
外来収益		725,068	725,068	728,219	727,945	725,068
その他医業収益		315,918	313,345	313,345	313,345	313,345
医業費用		2,837,026	2,878,903	2,879,845	2,894,503	2,864,924
給与費		1,395,983	1,406,915	1,409,824	1,417,455	1,415,308
材料費		426,426	426,909	426,909	426,909	426,909
経費		896,935	902,460	901,338	906,313	906,280
減価償却費		110,074	134,919	134,074	136,126	108,727
その他の経費		7,608	7,700	7,700	7,700	7,700
医業損益		△ 204,622	△ 249,072	△ 246,863	△ 257,435	△ 235,093
医業外収益		327,375	341,848	349,287	360,526	368,805
医業外費用		94,704	83,900	83,781	83,484	83,093
経常損益		28,049	8,876	18,643	19,607	50,619
特別利益		1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
特別損失		1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
当年度純損益(A)		28,049	8,876	18,643	19,607	50,619

(2) 収支計画を踏まえた経常収支、現金損益、財務に係る数値の推移

項 目	年 度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
経常収支(千円)		28,049	8,876	18,643	19,607	50,619
現金損益(千円)		59,468	52,683	47,849	39,420	54,316
経常収支比率(%)		101.0	100.3	100.6	100.7	101.7
医業収支比率(%)		92.8	91.3	91.4	91.1	91.8
職員給与費対医業収益比率(%)		60.3	60.7	60.8	61.0	61.1
不良債務比率(%)		-	-	-	-	-
資金不足比率(%)		-	-	-	-	-
病床利用率(%)		93.2	93.2	93.2	93.2	93.2

(参考)新改革プランにおける収支計画案

(単位：千円)

項目		28年度 (税抜)	29年度 (税抜)	30年度 (税抜)	31年度 (税抜)	32年度 (税抜)
医業収益		2,632,404	2,629,831	2,632,982	2,637,068	2,629,831
入院収益		1,591,418	1,591,418	1,591,418	1,595,778	1,591,418
外来収益		725,068	725,068	728,219	727,945	725,068
その他医業収益		315,918	313,345	313,345	313,345	313,345
医業費用		2,837,026	2,878,903	2,879,845	2,894,503	2,864,924
給与費		1,395,983	1,406,915	1,409,824	1,417,455	1,415,308
材料費		426,426	426,909	426,909	426,909	426,909
経費		896,935	902,460	901,338	906,313	906,280
減価償却費		110,074	134,919	134,074	136,126	108,727
資産減耗費		200	200	200	200	200
研究研修費		7,408	7,500	7,500	7,500	7,500
医業損益		△ 204,622	△ 249,072	△ 246,863	△ 257,435	△ 235,093
医業外収益		327,375	341,848	349,287	360,526	368,805
他会計負担金		126,430	122,970	122,386	122,287	122,184
他会計補助金		144,435	144,435	144,435	144,435	144,435
患者外給食収益		689	676	676	676	676
その他医業外収益		16,667	16,364	16,364	16,364	16,364
県補助金		0	0	0	0	0
長期前受金戻入		39,154	57,403	65,426	76,764	85,146
医業外費用		94,704	83,900	83,781	83,484	83,093
支払利息等		2,136	3,192	3,070	2,900	2,740
患者外給食材料費		867	909	909	909	909
雑損失		91,701	79,799	79,802	79,675	79,444
経常損益		28,049	8,876	18,643	19,607	50,619
特別利益		1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
過年度損益修正益		1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
他会計補助金		0	0	0	0	0
不良債務解消分		0	0	0	0	0
特別損失		1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
過年度損益修正損		1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
当年度純損益(A)		28,049	8,876	18,643	19,607	50,619
資本的収入(税込)		400,520	59,118	69,967	71,278	54,134
資本的支出(税込)		478,415	104,039	120,407	121,907	84,867
資本的収支差引(B)		△ 77,895	△ 44,921	△ 50,440	△ 50,629	△ 30,733
総合収支(A+B)		△ 49,846	△ 36,045	△ 31,797	△ 31,022	19,886
当年度現金損益		59,468	52,683	47,849	39,420	54,316

(参考)一般会計からの繰入金の計画案

(単位:千円)

項 目	28年度 見込	29年度 見込	30年度 見込	31年度 見込	32年度 見込
医業収益	167,200	167,200	167,200	167,200	167,200
他会計負担金	167,200	167,200	167,200	167,200	167,200
1. 救急医療の確保	153,000	153,000	153,000	153,000	153,000
2. 保険衛生行政	14,200	14,200	14,200	14,200	14,200
医業外収益	270,865	267,405	266,821	266,722	266,619
他会計負担金	126,430	122,970	122,386	122,287	122,184
1. 企業債利子	988	2,151	2,086	1,987	1,884
2. リハビリテーション医療	30,100	30,100	30,100	30,100	30,100
3. 小児医療に要する経費	10,200	10,200	10,200	10,200	10,200
4. 不採算医療に要する経費	80,000	80,000	80,000	80,000	80,000
5. 高度医療に要する経費	5,142	519			
他会計補助金	144,435	144,435	144,435	144,435	144,435
1. 職員の研究研修費	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000
2. 基礎年金拠出金公的負担経費	36,315	36,315	36,315	36,315	36,315
3. 追加費用負担経費	18,300	18,300	18,300	18,300	18,300
4. 児童手当に要する経費	9,820	9,820	9,820	9,820	9,820
5. 特例債支払利息	0	0	0	0	0
6. 医師確保に要する経費	0	0	0	0	0
7. 消費税損失に係る補助	77,000	77,000	77,000	77,000	77,000
特別利益	0	0	0	0	0
他会計補助金	0	0	0	0	0
1. 不良債務解消繰入金	0	0	0	0	0
2. 特例債元金償還金	0	0	0	0	0
〔収益的収入計〕	438,065	434,605	434,021	433,922	433,819
資本的収入	33,320	37,118	47,967	49,278	32,134
他会計出資金	33,320	37,118	47,967	49,278	32,134
1. 建設改良費	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000
2. 企業債償還元金	31,320	35,118	45,967	47,278	30,134
他会計補助金	0	0	0	0	0
1. 長期借入金償還元金	0	0	0	0	0
〔資本的収入計〕	33,320	37,118	47,967	49,278	32,134
【繰入金合計】	471,385	471,723	481,988	483,200	465,953

(2) 中間答申案について

1. 塩竈市立病院の現状について

(1) 施設の概要について

平成28年1月現在、一般病棟123床（急性期81床、地域包括ケア病棟42床）、療養病棟38床、合計161床を有し、診療科目は内科、消化器内科、循環器内科、呼吸器内科、神経内科、糖尿病内科、緩和医療内科、小児科、外科、泌尿器科、婦人科、眼科、耳鼻咽喉科、整形外科、皮膚科、麻酔科、リハビリテーション科の計17診療科を標榜している。

(2) 塩竈市立病院改革プランの取組状況について

平成20年度に策定した塩竈市立病院改革プランに基づき、平成21年度には病床数を199床から161床に削減するとともに、経営形態の見直しとして平成22年度には地方公営企業法を全部適用したところである。

収入確保に係る取組みとして、救急患者を積極的に受け入れるとともに、経費削減の取組みとして、医薬品の後発医薬品への積極的な切り替えによる費用の削減に取り組むなど、病院職員並びに市行政当局が一丸となり、様々な取組みによって平成25年度に全ての累積不良債務を解消したことは評価できる結果となったが、経常収支の均衡など、今後の課題となる点もあり、なお一層、経営健全化に努められたい。

【財務に係る数値目標の達成状況】

項目		H21	H22	H23	H24	H25	H26
1 経常収支額(千円)	目標	5,659	△ 22,704	9,482	9,742	39,217	74,919
	実績	△ 8,339	△ 58,750	3,172	△ 136,690	△ 29,864	△ 185,432
2 経常収支比率(%)	目標	100.2	99.2	100.4	100.4	101.5	102.9
	実績	99.7	97.9	100.1	95.1	98.9	93.3
3 医業収支比率(%)	目標	91.6	93.7	94.7	94.7	95.5	95.6
	実績	91.3	93.4	93.7	89.2	92.3	87.2
4 職員給与費対医業収益比率(%)	目標	54.7	55.8	56.0	56.2	56.3	55.7
	実績	52.3	51.4	52.9	54.4	51.6	59.4
5 不良債務額(千円)	目標	291,818	200,359	77,053	0	0	0
	実績	272,728	205,400	87,281	86,858	△ 689	△ 7,879
6 不良債務比率(%)	目標	12.1	8.1	3.1	0.0	0.0	0.0
	実績	10.6	8.0	3.4	3.5	0.0	0.0

2. 塩竈市立病院の今後のあり方について

(1) 地域医療構想を踏まえた役割の明確化

①現状と課題

市立病院の入院・外来患者の9割超を占める二市三町圏域の総人口は、今後20年で減少するものの、高齢者人口は依然として増加傾向にあり、今後の医療需要の増加が想定されている。

病床機能報告制度や2025年の必要病床数を踏まえると、二市三町圏域では急性期は削減が想定されるが、回復期、慢性期などについては不足が見込まれ、地域包括ケアシステムの構築が求められる中、地域における在宅医療の必要性が高まっている。

しかしながら、在宅医療、特に夜間の訪問診療については開業医による対応は厳しいのが実情である。

このような中において、市立病院では、平成27年6月から一般病棟の3階病棟42床を急性期から地域包括ケア病棟に転換しており、一般病棟、療養病棟と合わせて急性期から回復期、慢性期まで対応できる環境を有している。

また、二市三町圏域で唯一、在宅療養支援病院の認定を受けて、訪問診療や訪問看護、訪問リハビリテーションなどの在宅医療を積極的に実施しており、地域包括ケアシステムの構築において果たすべき役割が今後増していくものと考えられる。

②今後果たすべき役割

現状と課題を踏まえ、地域医療構想において今後、市立病院が果たすべき具体的な役割については次に掲げるとおりである。

【急性期病棟の維持と積極的な救急患者の受入継続】

安心な地域医療を提供するため、現在の急性期病棟を維持するとともに、引

き続き24時間体制で救急患者の積極的な受け入れを行う。

【地域包括ケア病棟の運用による在宅復帰支援】

地域包括ケアシステムにおいて重要な役割を担う、二市三町圏域唯一の地域包括ケア病棟として、高度急性期病院及び介護施設、在宅等からの積極的な患者の受け入れを行い、在宅復帰支援に向けて一層の病棟の充実を図る。

【療養病棟による慢性期医療の提供】

今後の国の動向では在宅への受け皿の整備後は削減される方向であるが、地域医療構想の推計では、依然として二市三町圏域における慢性期病床は不足が見込まれることから、現在の療養病棟を維持し、慢性期医療を提供する。

【在宅医療の充実】

地域包括ケアシステムの構築に向けて重要な役割を担うとともに、二市三町圏域における高齢化の進行や、地域医療構想での需要の増加が見込まれることを踏まえ、今後、一層の在宅医療の充実を図る。

③一般会計負担の考え方

市立病院は、前回の改革プランに基づき様々な経営健全化に取り組んできたところであるが、今後も各種経営指標における達成目標値を設定し、収支均衡に努めるべきである。

しかしながら、慢性期医療や在宅医療などの政策的医療については採算性が厳しい状況を考慮し、一般会計から適正な繰り入れを受けることとし、これに総務省の繰出し基準に基づく一般会計からの繰り入れを合わせて、病院事業全体の収支均衡を図るべきである。

なお、以下に一般会計の負担に係る考え方を記載する。

①総務省の繰出し基準に基づく額。

②地域医療構想や地域包括ケアシステムにおいて公立病院として果たすべき役割な

ど、政策的医療に係る経費のうち、その経営に伴う収入をもって不足する額に係る額。

○慢性期医療に係る経費のうち、その経営に伴う収入をもって不足する額

○在宅医療に係る経費のうち、その経営に伴う収入をもって不足する額

③消費税率の引き上げに伴う損税など、医業収入に転嫁することが出来ない費用に係る額。

(2) 経営の効率化

政策的医療に対して一般会計からの適正な繰り入れを求めることとしているが、一方で、市立病院としては増収対策並びに経費削減をより一層推進する必要がある。市立病院の健全経営実現のために、以下の事項を目標に取り組みたい。

①収益目標の設定

【入院】

○一般病棟（81床）

- ・病床利用率 90.0%
- ・診療単価 36,000円

○地域包括ケア病棟（42床）

- ・病床利用率 95.0%
- ・診療単価 29,500円

○療養病棟（38床）

- ・病床利用率 98.0%
- ・診療単価 15,000円

○全体（161床）

- ・病床利用率 93.2%
- ・診療単価 29,059円

- ・ 1日当たりの入院患者数 150.0人

【外来】

- ・ 診療単価 10,800円
- ・ 1日当たりの外来患者数 275.1人

②経費削減の目標

○人件費に関する目標

- ・ 成績評価による新たな人事評価制度の導入を検討し、職員一人ひとりの資質の向上に努められたい。
- ・ 業務フローの見直し等を行い、適正な人員配置に努められたい。
- ・ 前回の改革プランにおいて制度化した、経営状態に応じた勤勉手当の一部の3月支給を引き続き継続されたい。

○材料費に関する目標

- ・ 診療材料の導入品目の再検討や、在庫管理の徹底などにより、診療材料費の削減に努められたい。
- ・ 薬品について使用期限の管理を徹底するとともに、後発医薬品への更なる切り替えを推進し、薬品費の削減に努められたい。

○経費に関する目標

- ・ 他の自治体病院、民間病院などにおける導入実績の情報収集に努め、委託費などの経費削減に努められたい。

(3) 再編・ネットワーク化

新たな公立病院改革ガイドラインにおいて十分な検討を行うべきとされている病院については、①施設の新設・建替等を行う予定の公立病院、②病床利用率が特に低水準である公立病院(過去3年間連続して70%未満)、③地域医療構想等を踏

まえ医療機能の見直しを検討することが必要である公立病院、とされているが、市立病院においては、地域包括ケアシステムの構築等を見据えて、平成27年6月より3階の一般病棟42床を地域包括ケア病棟に転換し、既に病床機能の見直しを行っているとともに、病床利用率についても90%前後と高水準で推移していることから、再編・ネットワーク化を検討すべきとされる病院には該当していないと考えられる。

今後は、地域住民の利便性維持のため、一定規模の診療科を維持しつつも、新設または維持が困難な診療科については近隣病院との連携により、その医療機能を確保されたい。

(4) 経営形態の見直し

市立病院では、前回の改革プランに基づいて平成22年4月より「地方公営企業法全部適用」に移行し、事業管理者を設置して病院事業を行っているところである。

地方公営企業法全部適用後、3年以内に収支均衡の目途がつかない場合には、「地方独立行政法人（非公務員型）」や「指定管理者制度」への移行を前回の改革プランでは示したところであるが、平成23年度に経常収支の黒字が達成され、経営形態の更なる見直しについては見送られたところである。

今後、二市三町圏域における高齢化の進行や、地域包括ケアシステムの構築を踏まえると、地域包括ケア病棟における回復期医療や療養病棟における慢性期医療、在宅医療の提供など、公立病院として果たすべき役割はますます増大していくものと考えられることから、各種数値目標を設定の上、引き続き健全経営に努め、経営形態については二市三町圏域唯一の公立病院として、今後も病院経営に取り組まされたい。